

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市障害者扶養共済制度 弔慰金の給付	
根拠条例等・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年12月22日条例第63号）第15条 ・堺市障害者扶養共済制度条例施行規則（平成18年3月31日規則第104号）第12条 	
所 管 課	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	
審 査 基 準	<p>弔慰金の給付は、次に掲げる要件のいずれかに該当することが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 加入者の生存中に扶養する障害者が死亡したとき（加入者に支給） 2. 加入者が、その扶養する障害者と同時に死亡したとき（加入者であった者の遺族に支給） <p>※ 次のいずれかに該当する場合、一時金の支給は行われぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 加入期間（口数追加加入者については、口数追加期間）が5年に満たないとき 2. 加入者が堺市の区域外に住所を移したことに伴い、他の地方公共団体の共済制度の加入者となったとき 	
標準処理期間	標準処理期間	請求日の属する月の翌々月の1日まで
	標準処理期間を設定できない理由	